

【こども医療費助成制度】



0歳～18歳までのお子様の医療費を助成しています

令和5年4月1日診療分から栃木県内の現物給付(※1)の対象を18歳(18歳に達する日以降の最初の3月31日)までのお子様に拡大しました。

年齢区分	受給資格者証の色	助成内容
0歳～12歳 (12歳に達する日以降の最初の3月31日までの方)	ピンク色	・ 栃木県内の医療機関等で受診した場合 → 現物給付(※1)
中学1年生～18歳 (18歳に達する日以降の最初の3月31日までの方)	うすだいたい色	・ 栃木県外の医療機関等で受診した場合 → 償還払い(※2) ・ 入院時の食事代 → 償還払い(※2)

(※1) 現物給付とは……受診の際、保険証と一緒に町から発行される受給資格者証を提示すれば、保険診療分の自己負担なく受診できる助成方法です。

(※2) 償還払いとは……医療機関等の窓口でお支払いをした際の領収書を添えて助成申請書を役場に提出していただき、後日口座振り込みでお支払いする助成方法です。

- ☆ 助成対象となるのは保険診療分と、入院時の食事代です。
(予防注射・差額ベッド代・薬の容器代・文書料などは対象外です。)
- ☆ 学校管理下(登下校・部活動を含む)でケガ等した場合は、学校で加入している【災害共済】が優先となりますので、先に学校へ相談してください。
(医療機関を受診する際は、窓口で学校での災害が原因とお伝えいただき、本人負担額をお支払いください。その際、こども医療費の資格者証を提示しないようお願いします。
なお、災害共済の対象にならなかった場合は、こども医療費助成制度にご申請ください。)
- ☆ 他の公費制度(自立支援医療(精神通院医療・更生医療・育成医療)、養育医療、小児慢性等)に該当する方は、そちらを優先して利用してください。(他の公費制度を利用後、残った保険診療の自己負担分が本制度の助成対象です。)
- ☆ 申請は診療を受けた翌月以降から可能となります。
- ☆ 診療から1年以上経過したものについては、申請が出来ませんのでご注意ください。
(例：令和5年4月の診療分は、令和5年5月から令和6年4月末まで申請ができます。)
- ☆ 病院(薬局)ごと、月ごとにそれぞれ申請書が必要となります。
(申請書は白色紙にコピーしたものでも構いません。)
- ☆ 入院分と外来分は別々に申請書が必要です。
- ☆ 領収書はのりづけやセロハンテープでの貼り付けはしないでください。
- ☆ 高額療養費や保険組合からの給付金(附加給付金等)支給の対象になる可能性がある場合、「支給決定通知書」をお持ちいただかないと受付ができない為、振り込みが遅れることがあります。
(支給決定通知書については、加入されている保険組合にご確認ください。)
- ☆ 償還払いの助成金は口座振り込みでお支払いします。基本的には毎月10日までに申請した分はその月末に、11日以降に申請した分は翌月末に振り込みます。
- ☆ 保険証が変わった場合、受給資格者証の内容が変更となりますので、必ず変更届出をしてください。
- ☆ 郵送で申請する場合、封筒に切手を貼り、連絡先を記入してください。
- ☆ 申請書は町のホームページからダウンロードできます。